

令和3年度第2回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 令和3年10月5日(火) 14:00～15:40

場所 福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

委員会委員 15名

出席委員 14名(井出委員、井上委員、掛川委員、片山委員、小林委員、千葉委員、近松委員、堤委員、飛田委員、宮本委員、武藤委員、目野委員、山下委員、吉田委員)

欠席委員 1名(白木委員)

◆ 開会

◆ 食の安全総合調整監あいさつ

◆ 委員紹介

◆ 定足数確認

定足数の8名を超える14名の委員が出席していることから、本委員会は無効に成立

◆ 議事

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)(素案)について

(事務局説明要旨)

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)の素案については第1回委員会にて、承認された骨子に沿って作成したものです。
- 県政推進の指針となる「福岡県総合計画」や本年1月に施行された「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき策定される行動計画との整合性を図りながら施策を推進していくことを明記しました。
- 県民の皆様へ、より分かりやすい計画とする観点から、施策の一部を再編・統合します。
 - ・ 大項目1「(1)農林水産物の生産段階における安全・安心の確保」について、第1次計画の施策①、②、④は農林水産物の資材に関する施策であることから集約・統合します。
 - ・ 大項目2「(2)流通から販売の各段階における安全・安心の確保」について、製造から加工、販売を同一施設で行う場合も多くあるという食品営業施設の実態を踏まえ、第1次計画の施策⑩、⑫、⑭を統合して包括的な安全対策に取り組みます。
 - ・ 大項目3「(3)情報及び意見の交換の促進」及び「(4)県民からの意見提案制度の活用の項目」について、意見提案制度、いわゆるパブリックコメントは、意見交換の1つの手法と認識されるので、第1次計画の施策⑳と㉓を統合します。
- HACCPの制度化を踏まえ、HACCPの「導入を促進させる施策」から「定着させる施策」へと見直します。
 - ・ 施設への立入調査時に、HACCPの実施に関する助言指導を行うほか、導入後のフォローアップのための実務講習会を実施します。

- ・ コーデックス HACCP より緩やかで弾力的な運用ができる「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」が適用される事業者の中で、より高度なコーデックス HACCP の導入を目指す事業者に対し、専門家を派遣し、その導入を支援していきます。
- 数値目標を施策の実効性をより適切に評価できるものに見直します。設定根拠は次のとおりです。
- ・ 農薬指導士の充足率
農薬指導士は、農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場管理者、JA 営農指導員、直売所責任者を対象としており、各事業所に 1 人配置することを前提として、事業所数に対する農薬指導士数の確保数を充足率として、目標値に設定します。
 - ・ 飼養衛生管理基準に基づく農場巡回指導率
飼養者が遵守すべき「飼養衛生管理基準」について、その遵守状況を確認するとともに、必要な改善指導を継続して実施していくことが重要となることから、牛、豚、鶏の農場に対しては年 2 回以上、馬に対しては年 1 回以上、確実に巡回指導を実施していくことを目標値とします。
 - ・ 動物用医薬品指示書の審査率
獣医師による指示が必要な動物用医薬品の適正使用を推進し、畜産物の安全性を確保するため、診療獣医師が畜産農家に発行した全ての動物用医薬品の指示書を審査します。
 - ・ 漁協への出荷指導割合
二枚貝による貝毒被害を防止するため、二枚貝を生産している全ての漁協に対して、適切な指導を実施し、その指導割合 100%を維持します。
 - ・ 養殖水産物への抗生物質残留検査
養殖水産物の抗生物質残留検査において、全ての検体での残留抗生物質が未検出であることを目標値とします。
 - ・ 食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等への監視指導実績率
毎年度設定する監視計画に対する監視実績を目標値とします。
 - ・ 食品衛生監視指導計画に基づく食品等検査実施率
県内の流通状況や過去の違反状況等を踏まえ、毎年作成する検査計画数に対する実績値を、目標値として設定します。
 - ・ 健康食品等の医薬品成分検査件数
本県における医薬品成分含有検体の検出率は約 20%であり、厚生労働省が実施する検出率約 1.3%と比べ、かなり高くなっています。本県の検査では、検体の選定を民間に委託していますが、委託先が医薬品成分を含有する可能性の高い検体を選定するノウハウを有する点、検出率の高さにつながっていると考えています。このことから、検体数を増やすことによる医薬品成分含有検体の増加は期待できませんので、引き続き、現行の予算・体制で実施可能な範囲の上限である 30 検体を目標値として設定しています。
 - ・ GAP 等の認証取得数
新たに、国際水準 GAP 認証の取得を希望している生産者 18 件すべてが認証を取得することを目標値とします。
 - ・ 食品衛生責任者実務講習会の受講率
許可施設、更新の対象となる許可施設のうち、調理をしない飲食店や特殊形態営業など、危害発生リスクが低いと想定される業種・業態を除いた施設について受講することを目標値とします。

- ・ 意見交換会の実施回数
リスクコミュニケーションの性質上、少人数で行うことが有効である場合もあることから、目標値を参加人数から実施回数に見直します。

(主な質疑応答)

○ (委員) HACCP についてお尋ねします。今年から、小さな個人の飲食店でも義務化となっていることについて周知がなされているのでしょうか。

また、市町村によってはホームページや広報紙でお知らせしているところもありますが、何もしていないところもあります。町営の給食センターや老健施設が HACCP に則していることは分かったのですが、その他のことはわかりませんでした。市町村に対して何らかの要請をされているのでしょうか。

(生活衛生課) 今回の食品衛生法の改正については、県の事務とされており、市町村の事務とはされておりませんので、市町村には情報があまり伝わっていないというところはございます。

各事業者、末端の小さな事業者につきましては、HACCP が制度化されること、そしてそのためには HACCP に基づいた管理計画を作らなくてはいけないことを周知しております。

また、そういった方を対象として講習会、管理計画を作成するための講習会を令和元年度から行っており、事業者には県から保健所を通じて直接周知を行っております。

市町村の関係部署全てには周知しておりませんが、市町村の高齢施設や給食センターには周知するとともに、保健所を通じて、法改正に適切に対応できるように助言指導を行っているところです。

(委員) 全体としてあまり知られていないというのが本当のところではないかと思っておりますので、もし良ければ、協力要請のようなものを出していただければと思います。

(生活衛生課) 各保健所、市町村の御意見を踏まえながら遺漏がない形で検討させていただきたいと思っております。

○ (委員) この素案そのものがパブリックコメントに出ると考えてよろしいのでしょうか。

(生活衛生課) 現時点では、素案そのものではなく、概要版でパブリックコメントを実施する予定としております。

○ (委員) 資料 1 の 11 ページ及び資料 3 の表ですが、第 1 次計画の農林水産物の①②④の施策が一緒になって①になっています。麦類の赤かび対策に関する文言が①の文章の中に全くないのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

(生活衛生課) 基本的に赤かび自体がどうこうということではございません。県民一般から見たときに、赤かびを 1 つの項目としてあえて出す必要があるのかということです。1 つの項目として起こす必要があるならば起こしますが、赤かびにつきまして、敢えて 1 つの項目として起こすほどのことではなく、資材の中で一括するというところで関係課と協議しましてこのような体系にしております。

(委員) 私もすごく気になっているのが同じく赤かびのところですけども、施策の内容で 11 ページから 12 ページにあるところの主な施策の内容として 6 つ施策があるうちの 3 つが「かび毒」に関することであるにも関わらず、それが 1 つの項目に入っているということに違和感があります。また、「農薬の適正使用及び肥料の適正な生産・販売の指導」というタイトルを見たときに、「かび」のことは全く出てこないです。県民の皆様には関係ないと言っていま

すが、食品の安全を考えますと、かび毒の怖さも知られていない状況ですので、敢えてこう
いった文言を使ってかび毒についても周知するというのも非常に重要でないかなと考えます
ので、御検討いただければと思います。

(生活衛生課) 関係課と協議したうえで、項目としてあげるべきなのか、それとも今のような形
でクローズアップさせるのかお時間いただき検討させていただきます。

- (委員) 数値目標の算定根拠として、そもそもの指導計画数はいくつだったのか、注釈で記載し
ていただくとわかりやすいのではないのでしょうか。「計画数に基づく」というのは色々なと
ころで出てきますので、その時の計画数がいくつだったのかを書いていただければそこでおの
ずと理解できると思います。

(生活衛生課) この件に関しましては、会長からも設定根拠の話の中で、どういう形で皆さんに
示すのかということで宿題をいただいています。他の計画等をいろいろ調べている最中ですが、
計画自体に設定根拠を含めて書いているところはなかなかないようです。

御指摘いただいた計画の数値ですが、計画自体は毎年変わってきますので、策定年の数値
を書いても意味がないと考えておまして、計画に具体的な数値を記載することは難しいと
考えております。しかし、毎年事業の評価をしていただいておりますので、その場では計画
数何件に対して実績数何件ということで、先生方にお示ししていきたいと思えます。

県民の方にもわかるような形で、どのように記載するかはお時間をいただきたいと思いま
す。

(委員) いずれにしても県民にわかるような形で出していただければと思います。

- (委員) 15 ページの「(1)製造、流通、販売段階」の「現状と課題」の6つ○があるうちの5つ目
と6つ目の○を文章として繋げたらどうかと思います。現状を5番目の○で書いてあるので、
6番目の○でそういう状況であるから監視指導が必要だ、という流れにすれば、現状と課題
を一本で繋げられると思います。

(生活衛生課) その方がわかりやすいと思いますので、持ち帰り検討させていただきます。

- (委員) 20 ページの食中毒対策のところです。第1回のワンヘルス推進協議会で、ワンヘルスの
7つの柱のうちの一つ、人獣共通感染症対策の主な施策の一つとして、食中毒発生予防が示さ
れていました。そこで、せっかく食中毒対策という項目があり、ワンヘルスにも触れておりま
すので、ワンヘルスにも関連していることがわかる言葉を入れられた方が、これ自体がPR、ワ
ンヘルスを重視していますよというイメージを与えられると感じます。

(生活衛生課) その部分につきましても、ワンヘルスの推進というのが福岡県の大きな柱となり
つつありますので、持ち帰り検討させていただきます。

- (委員) 資料1の26ページのHACCPの適切な運用の支援がありますが、HACCPをすると、手間、
暇、いろんなものがかかってきます。ですから、目指す事業所に手を挙げさせても難しいか
なと思いますので、一定の基準なりの枠組みを作って、保健所さん等からコーデックスHACCP
に、ということをした方がいいのではないのかなと思います。その方が効率的だと考えま
す。

(生活衛生課) まさにおっしゃるとおり、コーデックスHACCPを目指すのは厳しいという状況で
ございます。確かにターゲットを明確にすると言うのは重要なことです。実際にコーデック

ス HACCP が義務づけられるのは従業員 50 人以上の製造所ですが、例えば 50 人を切るようなところ、30 人から 40 人くらいという事業者については、コーデックス HACCP を取ることによって、競争力がつく、要するに売り込みがしやすくなるというようなメリットも一部の業界ではあるようでございますので、そういうところをターゲットにこの事業を実施していきたいと考えております。御意見を踏まえまして、ターゲットを絞りながら今後進めていきたいと思えます。

(委員) コーデックス HACCP についてですが、事務局さんがおっしゃったように事業者が取り組むメリットに事業拡大だとか、産業振興的な側面が結構あります。そういった意味からすると、そういうことを盛り込んだ方がいいのではないのでしょうか。通常の衛生管理というよりは、事業の拡大のためのより深いレベルでの HACCP を取得するというところで、県としても産業振興の側面から取り組むというようなことを、衛生管理と差別化した方がいいのではないのでしょうか。

(生活衛生課) 本基本計画は、衛生管理の観点から策定するものなので、産業振興の観点を盛り込むことはなじまないと考えております。しかしながら、事業者への周知については、産業振興の観点からも行っていきたいと思えます。〔後日回答〕

○ (委員) 数値目標の根拠資料 4/4、⑫で数値目標が 60%ということに非常に違和感を覚えたのですが、結局、許可対象施設の中で、実際に衛生管理をしないといけない事業者さんが全体の 6 割くらいという理解でよろしいですか。

(生活衛生課) 基本的に HACCP の実務講習自体が法的な義務ではなく、強制力があるものではありません。様々な許可業種、業態がありますので、リスクが低いところを除いてきちんと受講していただくということを目標率として設定しております。

(委員) そのリスクが高い、低いというのは定義付されているのですか。

(生活衛生課) はい。飲食店のなかでも調理行為がないところやスナックなどの基本的にはあまり調理を行わないところを除外するという形で定義しております。

(委員) そういうことであれば、そういうリスクの高いところに対して 100%実施するというような目標の立て方の方が、理解しやすいのではないのでしょうか。

要は全体を通して 6 割を目標としますというと、把握できなくて 6 割をなんとかしますととるんですね。そうではなくて、実際に定義付けした 6 割の施設をきちんと 100%実施しますと言った方が理解しやすいのではないかと思います。

(生活衛生課) 要するに、必要性があるところに 100%受講させることを目指します、という表現にすべきではないかということですね。そういう方向でもう一度考えさせてください。

○ (委員) 15 ページの「製造、流通、販売段階における安全・安心の確保」ですが、製造加工の食品の安全性を確保するために専門的な監視を行っているとあります。食品衛生法が改正されてもう 2 年過ぎましたが、ちゃんと実施されているかというところの実態がわかりません。それを少し把握していくことはできないのでしょうか。

食品衛生法が改正された時にはいろんな講習会があり、案内もあり、事業者の方も参加されていきました。しかし、最近はほとんどなく、民間の講習会が中心になっていますが、実際に理解して実施されている事業者がどれくらいあるのか、そういったことの実態が、私どもで把握できていません。ですからそこを把握して教えていただければ、我々も組合などに対して、もっとこういう講習会をしましょう、とか色々できますが、実態がわかりません。県

として監視指導員さんが入っていくと、そういった情報が入ってくると思いますので、実態をフィードバックしながら施策を立てていただきたいと思います。以上です。

(生活衛生課) 正直、そこをどこまでやるかというところは非常に難しいところでございます。私どもの今の考え方といたしましては、営業許可というのは、永久許可ではなく、平均的に言えば6年くらいの営業許可になります。毎年、年に4回、地区を決めて更新をしております。1回の更新で保健所によりますけれども、数百件から千件、二千件、更新することになります。更新施設につきましては、基本的に全部立入調査を実施します。ですので、その更新の機会を捉えて、きちんとできているかというのを確認しながら進めて行きたいと考えております。

今後、情報を集めながら共有できるのであれば共有して行きたいと考えております。よろしく申し上げます。

(議長) 今 HACCP の制度化の話があったように、6年ごとの営業許可の更新時に HACCP の取組についての届出を行って確認をするということになりますよね。新規のところは、新規に営業申請をされた段階で、HACCP についての考え方とか届出をしてもらうというのは分かるのですが、現在、営業許可を受けている飲食店については、いきなりやれと言っても、なかなかできないと思います。今おっしゃるように6年ごとの更新の機会を捉えて、6年の間に営業許可を取られているところは全部 HACCP についての届出が済むという理解でよろしいでしょうか。

(生活衛生課) 6年かけてすると言うよりも、基本的には法で制度化されていますので、元年度から実施しておりますセミナーで衛生管理計画をたてていただく、ただし、本当にきちんと管理ができているかを更新時に合わせて6年、7年で一回りして確認していくというスタンスで考えております。

(議長) わかりました。

講習会の受講率60%というところで、許可対象施設が30,000施設あり、その30,000施設の60%は18,000です。それぞれの代表が18,000人、講習会を受けるとなると、年に何回、一回何人くらいの規模で実施される予定ですか。

(生活衛生課) それについては私どもも計算して、実施できる形で行っております。

(生活衛生課) 数字の根拠につきましては、令和2年度時点での許可施設の数になっております。そのうちの調理をしない飲食店や特殊形態を除く施設が18,000施設となります。更に、許可期限が5年や6年なので、更新を迎える施設は、単純に1/5、1/6になります。各保健所で年4回に分けて更新をしており、そのタイミングに合わせて講習会を実施します。従って、36回実施するよう計画しております。コーデックス HACCP の対象施設については、講習内容のレベルを上げたものということで、プラス1回、年間に37回実務講習会を実施する計画を立てております。

(議長) はい。わかりました。HACCP の届出とは全く違う話ということですね。

基本的に更新の時に更新業者を集めて、そこで講習会をするということですね。HACCP の制度化は施行されていますから、それに向けての施策とは違いますよね。

(生活衛生課) そうですね、基本的には更新のたびに施設調査で確認に行きます。その業者のうちある程度リスクの高いようなところの業者だけ集めて、HACCP の実務的なところの講習会を実施していくということになります。

(議長) HACCP は制度化されているので、更新とは関係なく早めにしないといけないですね。それについてはまた別の講習会をするということですか。

(生活衛生課) そうです。令和元年から実施しているセミナーは、HACCP の制度化、要するに管理計画を作るためのセミナーです。これはすでに令和 3 年までにおこなっていますので、今後は実際にきちんと運用しているかどうかを更新の時に 1 件ずつ回って確認していきます。合わせて、実際に上手く回っていない事業所もありますので、リスクの高いところだけを更新の機会を捉えて、責任者に対して講習会を行うということです。

(議長) わかりました。そうしましたら、HACCP についての届出はすべての事業者さんが出されているということですか。

(生活衛生課) 基本的に届出はございません。基本的に制度化された、ということで、やっているという前提になっております。

(議長) 全て実施しているという前提ですね。

(生活衛生課) はい。

(議長) ですが、やっていないところがあるという御意見があると思いますけれども。

それについての確認が、という話が先ほどあったかと思えます。

(生活衛生課) そこは、先ほどから申しますとおり、更新や平常時の収去検査で施設の監視を行いますので、監視の中で HACCP 対応の確認をしているということでございます。

(議長) それをしていただくことで、営業施設のどのくらいのところが実施できているかということが分かってくるという理解でよろしいですか。

(生活衛生課) お時間はいただきたいと思いますが、施行して 1 年後くらいには確認できた数をお示しできると思います。

(議長) すごく大事な数字だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○ (議長) 先ほどありましたけれども、県だけで指導や研修会を行うというよりも、関連する業者、団体を巻き込んだ形の方が、効率的に進みそうな気がします。そういった連携についてはこの計画ではあまり考えられていないような気がしますが、いかがでしょうか。

(生活衛生課) 個別の団体を記載するのは障りがありますので、書いてはございません。しかし、HACCP の制度化にあたり、特に元年からのセミナーの開催の周知については、今日も来ていただいています食品衛生協会さんには積極的に御協力をいただいております。また、HACCP の実務講習会についても民間の事業者さんに委託しております。

基本計画の中に落とし込めるほどではありませんが、今後、広げて行きながら将来的にはそういうところも一つ柱にできるような形で進めていけたらと考えております。

(議長) はい。ぜひお願ひしたいと思えます。

○ (議長) 情報の流し方ですが、最初に、市町村の行政の担当者に情報がいついていないという話がありましたので、実施することくらいはちゃんと伝えていただいた方がいい様な気がします。

○ (議長) 今回いただいた根拠資料もそうですが、指導計画がまずありきですよね。指導する施設の数というのがその前にありますので、その施設の数がどのくらいで、それに対して指導件数が年間の計画としてだいたい何%になっているのか、そういうところから根拠資料としていただかないと話が見えません。この委員会の中だけでも、数字は明らかにしていただければと思えます。

○ (委員) 私も議長が言われましたとおり、ここでなされた議論が、県民の方に届く様な言葉にし

ていかないと、パブリックコメントも出ないと思います。

目標設定の数値が 100%や数値で書かれていますが、示されている算出根拠では、ここにいらっしゃる先生方は分かりますが、県民の皆さんが分るように根拠を示すことが大事なことだと思います。言葉で何施設のうちの何とかというふうに示すと、年間計画により数値が途中で変わろうとも、その言葉自体が動かなければいいのではないかと感じました。

また、第1次計画から第2次計画に変更されて、極めて精査されており、色んな先生方の御意見を踏まえて整理されていいと思います。例えば、第2次計画で統合された項目の中に先ほど事務局長が申されましたように、細目の形で置いていけば、県民の皆さんの方にも結果が出たときに分かりやすい形で評価されるのではないかと思います。以上です。

(生活衛生課) 数値目標の根拠を県民の方に隠すつもりは一切ございません。ただ、本計画のなかで出すのか、どういう形で出すのかについては、他の基本計画との整合性というのもございますので、そこはお時間を頂いて、私どもの方で検討させていただきたいと思います。この件につきましては、何らかの形で、きちんと分かるような形で提示する方法を考えていきたいと思います。

- (議長) 分かりやすい説明はすごく大事だと思います。先ほど概要版を出してパブリックコメントというお話がありましたが、概要版も読んでも分りにくいです。素案はすごく詳しくていいと思うのですが、県民の皆さんが読まれて、理解をされて、意見をいただけるような概要版にしてパブリックコメントをしていただければと思います。

〈議長まとめ〉

- ・ 数値目標の根拠資料等については、詳しい御説明をいただきたいと思います。
- ・ 質疑の中で指摘のあった文言について、御検討いただきたいと思います。
- ・ 今後の流れとしては、本委員会の内容を踏まえて改訂された基本計画について、委員の先生方に提示し御意見を伺われるということでした承しました。

◆ 閉会